

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：糸島市棚田地域等振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

旧怡土村地域（川原棚田、井原棚田、瑞梅寺棚田）、旧長糸村地域（白糸棚田、川付棚田、飯原棚田、長野棚田）、旧雷山村地域（雷棚田）、旧一貴山村地域（一貴山棚田、唐原棚田、森園棚田）、旧福吉村地域（佐波棚田、佐波の段々畑、吉井上棚田、吉井上の段々畑、十坊の段々畑、福井の段々畑、福井棚田）、旧可也村地域（大塚棚田、親山棚田）範囲については、別添１のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

（１）棚田等の保全

①耕作放棄の防止・削減

A：令和 11 年度まで井原棚田、親山棚田における耕作放棄の現状を維持する。

②担い手の確保

A：令和 6 年度までに 9 名に増加した吉井上棚田で活動するオペレーターを令和 11 年度まで維持する。

B：令和 11 年度まで十坊の段々畑の保全に取り組む人数（3 人）を現状維持する。

C：令和 11 年度まで唐原棚田の保全に取り組む人数（4 人）を現状維持する。

D：令和 11 年度まで白糸棚田の保全に取り組む人数（10 人）を現状維持する。

E：令和 11 年度まで川付棚田の保全に取り組む人数（9 人）を現状維持する。

F：令和 11 年度まで飯原棚田の保全に取り組む人数（17 人）を現状維持する。

G：令和 11 年度まで福井の段々畑の保全に取り組む人数（24 人）を現状維持する。

③生産性・付加価値の向上

A：令和 11 年度までに佐波棚田の共同機械利用面積を 80 a から 100 a に増加させる。

B：令和 6 年度までに 34 ha に増加した吉井上棚田の共同機械利用面積を令和 11 年度まで維持する。

（２）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

①農産物の供給の促進

A：令和 11 年度までに白糸棚田で生産されるハゼの面積を 0 a から 50 a へ増加させる。

②自然環境の保全・活用

A：令和 11 年度までに吉井上棚田及び吉井上の段々畑で環境保全型の農業（堆肥の施用）を実施する面積 3 ha を維持する。

B：令和 11 年度までに十坊の段々畑で環境保全型の農業（堆肥の施用）を実施する面積を 18 a から 35 a へ増加させる。

C：令和 11 年度まで親山棚田で環境保全型の農業（竹炭の施用による土壌改良）を実施する。

D：令和 11 年度までに川付棚田で環境保全型の農業（堆肥の施用）を実施する面積を 3 h a から 5 h a へ増加させる。

E：前回計画に引き続き令和 11 年度までに瑞梅寺棚田の遊休農地に果樹等を 1 0 0 本植栽する。

③良好な景観の形成

A：令和 11 年度までに佐波棚田のひまわりの作付を 3 0 a から 5 0 a へ増加させる。

B：前回計画に引き続き令和 11 年度まで、大塚棚田に彼岸花を植栽する。

④伝統文化の継承

A：前回計画に引き続き飯原棚田で雅楽のイベントを年間 1 回開催し、年間 3 0 人の来訪者を誘客する。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

①棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

A：前回計画に引き続き佐波棚田で田植え・稲刈り体験や音楽イベント等の農村交流体験イベントを現状の年間 2 回開催し、年間 3 0 人の参加者から、今後年間 2 回開催し、年間 5 0 人の参加者に増加させる。

B：前回計画に引き続き吉井上棚田で田植え・稲刈り体験や赤米観賞会等の農村交流体験イベントを現状の年間 2 回開催し、年間 5 0 人の参加者から、今後年間 2 回開催し、年間 1 0 0 人の参加者に増加させる。

C：前回計画に引き続き親山棚田で芋ほり体験等の農村交流体験イベントを現状の年間 1 回開催し、年間 1 0 人の参加者から、今後年間 1 回開催し、2 0 人の参加者に増加させる。

D：前回計画に引き続き一貴山棚田と森園棚田では校区の文化祭で収穫祭等の農村交流体験イベントを現状の年間 1 回開催し、年間 8 0 人の参加者から、今後年間 1 回開催し、1 0 0 人の参加者に増加させる。

E：前回計画に引き続き唐原棚田で田植え・稲刈り体験等の農村交流体験イベントを現状の年間 2 回開催し、年間 1 5 人の参加者から、今後年間 2 回開催し、年間 3 0 人の参加者に増加させる。

F：白糸棚田で田植え・稲刈り体験や麦ふみ体験等の農村交流体験イベントを現状の年間 2 回開催し、年間 3 0 人の参加者から、今後年間 3 回開催し、年間 5 0 人の参加者に増加させる。

G：川付棚田で田植え・稲刈り体験等の農村交流体験イベントを現状の年間 2 回開催し、年間 1 5 人の参加者から、今後年間 2 回開催し、年間 3 0 人の参加者に増加させる。

H：長野棚田で田植え・稲刈り体験等の農村交流体験イベントを現状の年間 1 回開催し、年間 1 5 人の参加者から、今後年間 1 回開催し、2 0 人の参加者に増加させる。

I：瑞梅寺棚田で田植え・稲刈り体験や味噌づくり体験等の農村交流体験イベントを現状の年間 3 回開催し、年間 5 0 人の参加者から、今後年間 5 回開催し、年

間100人の参加者に増加させる。

②棚田を観光資源とした地域振興

A：令和11年度まで、川原棚田の周辺にある既存の直売所で農産物を販売し、年1回感謝祭を開催して150人を集客する。

B：令和11年度まで、雷棚田周辺の観光資源にある既存の直売所にて、農産物を販売する。

C：令和11年度まで、飯原棚田の周辺に整備した直売所で農産物を販売し、年1回収穫祭を開催して30人を集客する。

③棚田米等を活用した六次産業化の推進

A：十坊の段々畑で生産される香酸柑橘の生産量について、前回計画において目標を大きく上回る、年間1,000kgを達成したため令和11年度までこれを維持する。

3 計画期間

認定の月～令和12年3月末

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

ア．耕作放棄の防止・削減

A：地域住民と協力しながら共同作業に取り組み、親山棚田の耕作放棄地を維持・減少する。

イ．担い手の確保

A：吉井上棚田において、共同機械の利用を推進するために、オペレーターを育成する。

B：後継者の育成をしながら、唐原棚田、白糸棚田、川付棚田、飯原棚田、十坊の段々畑における担い手の人数の減少を抑える。

C：瑞梅寺棚田では、NPO法人と協力して、地域の高齢者のサポート体制を構築する。

ウ．生産性・付加価値の向上

A：佐波棚田、吉井上棚田において、耕作や管理が厳しい高齢者や機械の壊れた農業者から委託を受ける等を行い、共同機械利用面積を増加させる。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

ア．農産物の供給の促進

A：棚田米等をインターネットや直売所を利用してブランド化を図るとともに、棚田米等の販路を拡大する。

イ．自然環境の保全・活用

A：吉井上棚田及び吉井上の段々畑、十坊の段々畑、川付棚田で畜産農家と連携して環境保全型の農業（堆肥の施用）を実施するなど、自然環境の保全を図る。

B：親山棚田で環境保全型の農業（竹炭の施用による土壌改良）を実施するな

ど、自然環境の保全を図る。

ウ．良好な景観の形成

A：佐波棚田においてひまわりの植栽を実施するなど、良好な景観を確保する。

B：大塚棚田において彼岸花の植栽を実施するなど、良好な景観を確保する。

エ．伝統文化の継承

A：飯原棚田の周辺の神社で雅楽などのイベントを開催し、伝統文化の継承を図る。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

ア．棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

A：農村交流体験イベントを通じて、関係人口の創出・拡大を図る。

イ．棚田を観光資源とした地域振興

A：棚田の付近に直売所を整備するなど、観光で稼げる仕組みを構築する。

ウ．棚田米等を活用した六次産業化の推進

A：香酸柑橘を原料とした加工品の普及のため、香酸柑橘の生産拡大に取り組む。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

糸島市棚田地域等振興協議会は糸島市、農業者、地域住民で構成。

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項